

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2015(平成27)年9月18日(金) No.117

<発信者>社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部)／043・484・6571(理事長室直通)
(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>
(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録(1ページ) : 2015年8月1日(土)～9月17日(木)
- * おもな動き(2ページ) :
 - ・この秋、各種イベントを開催
(職員状況:2015年8月中)
- * 現場の内外で(3ページ) :
 - ・チャレンジ!かぶらぎ
 - ・増える「生活介護」希望者
 - ・省エネ効果
- * 情報&ニュース(4ページ) :
 - ・マイナンバー制度
 - ・障害者医療費給付制度(改正)スタート
 - ・「ワタミ」が介護事業売却?
- * マイタウン(5ページ) :
 - ・「認知症カフェ」(オレンジカフェ)
 - ・「オレンジカフェはちす苑」OPEN!
- * 三代目燈台守(6ページ) :
社会福祉法改正案の成立を前に言っておきたいこと

▽日誌抄録(2015.8.1～)

月/日(曜)	記事
8/6(木)	愛の灯台基金役員会(本部第1会議室)／広島原爆記念日
7(金)	2016年度採用予定職員選考
8(土)	主任クラス職員研修(本部第1会議室)／立秋
9(日)	長崎原爆記念日
10(月)	運営会議(月次報告:視障センター)／管理職員研修(内部統制:第1会議室)
15(土)	戦後70年終戦記念日
24(月)	運営会議(本部第1会議室)
25(火)	職員研修会(接遇マナー:本部第1会議室)
27(木)	後援会運営委員会(本部ボランティア室)
29(土)	根郷福祉祭り(南部地域福祉センター)
30(日)	安保法制反対デモ、国会周辺に12万人
9/1(火)	防災の日
3(木)	総合防災訓練
10(木)	関東地方に集中豪雨、茨城で鬼怒川氾濫し浸水被害
14(月)	運営会議(月次報告:視障センター研修室)

前半は猛暑、後半はいきなり秋の気配と、何だか戸惑うような8月でした。

そして9月の長雨は堤防を決壊させ、家も道路も畑も、収穫前の田んぼも水浸し…もうひとつ怖い天災があったことを思い知りました。すぐお隣の県ですので、被災者の関係者もいらっしやるかと思えます。心よりお見舞い申し上げます。

さて、この秋はイベント企画も用意されています。10月10日(土)は「愛光秋まつり」、10月24日(土)は総合相談センターが主催する研修会「安心して老後を考える法律知識」、11月6日(金)は「日韓交流・あいとひかりのコンサート」、11月13日(金)は社会福祉法人改革をテーマに「Aikoh フォーラム」と、地域の皆様にご参加いただく機会も盛りだくさんです。お気軽にお越しください。(詳しくは経営企画室まで)

▽おもな動き

愛光秋まつり

開催期日：10月10日(土曜日) 11:00~15:30

会場：ラポールコミュニティ愛光(社会福祉法人愛光本部)

催し内容：アトラクション(根郷中、お笑い芸人ほか) / 模擬店 / 大抽選会

Aikoh フォーラム：安心して老後を送るための法律知識

開催期日：10月24日(土曜日) 13:30~(無料)

会場：佐倉市南部地域福祉センター

お話し：弁護士 吉野 智さん(東葉法律事務所)

内容：遺言書の作り方、相続、後見制度に関する法律案内

日韓交流あいとひかりのコンサート

開催期日：11月6日(金曜日) 13:30~16:00(入場無料)

会場：四街道市文化センター

出演：韓国ラファエルの家及び愛光利用者・視覚障害音楽家集団「新星78」

プログラム：器楽(民族楽器)演奏・合唱・名曲コンサート

Aikoh フォーラム：「社会福祉法人改革」とどう向き合うか

開催期日：11月13日(金曜日) 13:30~16:00(参加費無料)

会場：はちす苑千田ホール

お話し：武居 敏さん(全国社会福祉法人経営者協議会副会長)

聞き手：酒井綱一郎さん(日経BP)

内容：社会福祉法人制度改革のポイント解説とQ&A

* 上記イベントについてのお問い合わせは、いずれも経営企画室(043-484-6391)まで。

■職員状況 (2015年8月中)	*採用：9(パート・アルバイト9) *退職：19(正職1・サポート1・パート・アルバイト17) *昇進：1(リホープ課長心得→課長) *2015年8月31日現在：職員現員369人 (正職149・サポート又は常勤嘱託40・パート又は非常勤嘱託171) *育児休業：2(リホープ1・よもぎの園1) *派遣：3
---------------------	---

▽現場の内外で

チャレンジ！かぶらぎ

本年6月より就労支援事業として再スタートした「ワークショップかぶらぎ」（旧かぶらぎワークセンター）では、利用者拡大作戦展開中。

【チャレンジ・その1】「カフェ」オープン！

センター内のカフェスペースで仕事の合間に一息入れてアイドリング。

ドリンクメニューは、コーヒー、カフェラテ、紅茶、オレンジジュース。

【チャレンジ・その2】「日替わりランチ」の提供！

利用者（メンバー）から要望のあった昼食を提供（利用希望者は一部負担）。最新の設備により調理した約20種類のメニューから選択できるシステム。利用者とスタッフが協働で運営します。

【チャレンジ・その3】「送迎サービス」開始！

就労や自立訓練の支援サービスを利用したいが通所に困難がある方のために、ワークショップかぶらぎまでの送迎サービスを実施。（ただし原則として医師からの証明を要します）

増える「生活介護」希望者

地域で暮らす人への障害福祉サービスとして実施している生活介護、自立訓練、就労継続支援のうち、根郷通所センター（めいわ通所部）の生活介護を希望する方が急増し、対応を迫られています。この3年間で利用実績で約30%の伸びがあり、来年（2016年）3月に特別支援学校を卒業予定の方7名が利用を希望しておられます。

比較的障害の重い方の日中活動の場として生活介護サービス（通所）があり、利用希望が年々増えているにもかかわらず、受け皿の事業所数はさほど伸びておりません。2017年度の需要見込み数に対する事業所の定数は、佐倉市303名（124名分、充足率40.9%）、近隣地域で同様に充足率（推計値）は、四街道市11.2%、成田市34.8%、八街市18%、千葉市37.1%という状況です。根郷通所センターが隣接した立地にあるのも理由のひとつでしょうが、利用者の半数が四街道市からの通所者です。今後、当法人の事業開発を検討するうえで考慮すべきデータです。

省エネ効果

法人では、空調設備、照明器具のLED化、太陽光パネルの設置など、経年劣化に伴う設備更新工事を進めてきました。これらはCO₂削減や省エネを同時に達成することを計画したものです。本部総務課で4～8月期について前年同期と比較したところ、電気、ガス料金で見ると、はちす苑で285万円減、佐倉事業所（本部、障害者支援施設）で198万円減という結果が得られました。もちろん料金に見合う資源消費量やCO₂の削減もはかられたわけです。

また太陽光パネルの設置による運用の第1回目の実績がまとまり、7～8月にかけての34日間で発電量が311kw/h、売電額107,619円（kw/hあたり34円）でした。

こうした成果が得られたことはまずは是とするところですが、平素の効率的な設備機器の使用（無駄遣いの解消）を定着させていく必要があります。

▽情報&ニュース

マイナンバー制度

施行間近でありながら、あまり関心のなかったマイナンバー制度。消費税増税との関連が出てきて、やっと話題になり始めた感があります。

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）とは、日本に住民票がある個人全員に個人番号が付与され、社会保障・税・災害対策の分野で使用される（法人等には法人番号が付与される）もの。10月1日から法律が施行され、運用は2016年1月から。ただ、年金制度での運用は延期されるというニュースもありました。

マイナンバー制度の導入により、

- ①行政の効率化
- ②国民の利便性の向上
- ③公平・公正な社会の実現

とメリットが強調されるのは新制度ができたときの役所のCM。個人情報が不正に利用されないよう、われわれの場合、特に利用者のマイナンバーの取り扱いについて、これから制度に関する研修を行い、間違いのない対応を心掛けてまいります。

障害者医療費給付制度（改正）スタート

重度障害者の医療費（自己負担分）の公費助成制度が改善され、8月から実施されました。今までの窓口での立て替え払いの必要がなくなり、申請書類を提出して還付されるわずらわしさが解消されました。ただこれは千葉県に住民票があつて国民健康保険等の加入者に限られており、県外者は従来通りです（千葉市は10月から）。事務の軽減、事故のリスクをとまなう現金の持ち歩きがなくなったのは明らかな改善点です。できれば「例外なく」が望むべきところですが…。

「ワタミ」が介護事業売却？

このニュースを聞いて、8年前の2007年に世間を騒がせた「コムスン事件」を連想したのは私だけではないでしょう。話題の大手企業グループの介護業界からの撤退というニュースという共通点はありますが、もちろんこの2つのケースの事情は違います。ただ介護がビジネスになると、参入企業の都合でいとも簡単に事業が売却や譲渡されるということです。新聞記事はこう伝えています。

「ワタミは、外食事業の社員が入社直後に過労で自殺して『ブラック企業』と批判されてイメージが悪化し、業績が低迷している。ただ介護事業は黒字基調にあり、入居者に過度な不安を与えることなく新たな運営会社に引き継げると判断した」（東京新聞、2015年9月10日朝刊）

「コムスンの誓い」とか「ワタミの介護」とか、耳ざわりのいいキャッチ・コピーで顧客を拡大していく広報と営業戦略は魔法を見るようでした。しかしこのように事業者の都合で売買される介護施設の入居者やスタッフは、本当に「過度な不安」はないのかと疑問に思います。

▽マイタウン

「認知症カフェ」（オレンジカフェ）

介護の新語またひとつ。聞いただけで「？」と、誰もが関心をもつようにと、わざとこんなネーミングを考えたとしたら、手の込んだことです。

もともとは海外に起源があるとされていますが、わが国でも各地で取り組まれ、それを国がとりあげて制度化しました。本年1月、厚生労働省が策定した「認知症施策総合戦略～認知症高齢者にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)にも盛り込まれています。それゆえ「オレンジカフェ」と言ったりするようです。

認知症高齢者は全国で800万人、軽度認知症を含めると65歳以上の4人に1人が認知症ということになります(他人事ではありません)。認知症になると、物忘れや外出先で一時的に意識が混乱したり、外出がおっくうになってひきこもるなどさまざまな症状が出て、心理的に落ち込んでしまいがちです。家族が心配してどうすればよいかと悩んでしまうことも珍しくありません。老人ホームやデイサービスを利用する方は専門家のアドバイスや仲間とのふれあいによって生きがいを見つけることもできますが、在宅でひきこもりがちな方にとって何かいい工夫はないかということから、この「認知症カフェ」が発案されました。高齢者や家族同士、地域の人も含めた「集いの場」を提供し、お茶でも飲みながら気楽に話をするというもの。

その「メリット」はつぎのような点にあるとされます。

- 本音で話せる
- さまざまな情報を受け取れる
- 心理的不安の軽減、心のよりどころ
- 単純な娯楽として
- 趣味の発見
- 地域や社会との関わり
- 友人や仲間ができる
- 支援してくれる人がいるという気付き
- 専門家(医療従事者やケアマネ、介護福祉士)との付き合い
- 各種症状等の早期発見・診断
- 生き生きとした生活が送れる／認知症の進行を遅らせる

「オレンジカフェはちす苑」OPEN!

認知症であってもなくても、介護される人も家族も、地域の皆さんも、お子さんも、専門職も、誰もが参加できて集える場所です。

「ちょっとお茶しに出かけよう」「ちょっと覗いてみよう」

《ご利用》開催時間中の入退場自由。事前の申し込みも不要。

《料 金》100円～300円(お茶・お菓子代)

《場 所》高齢者ケアセンターはちす苑(佐倉市大田1145/山王公園そば)

《開催日》9月27日(日)/10月25日(日)/11月15日(日)/12月6日(日)

* 毎回14時～16時

《問合先》高齢者ケアセンターはちす苑(担当:麻生又は佐熊)

しあわせみんな よいろうご

043-483-4165

社会福祉法改正案の成立を前に言っておきたいこと

皆さんにとって多分安保健法と同じくらいわかりにくいのが「社会福祉法改正」かもしれない。ある調査によると、社会福祉法人経営者に対して今回の制度改革について尋ねたところ、なんと86%が「詳しくは知らない」と回答しているという*①。かの安保健法も同じくらいの割合で国民の多くが「説明が足りない」と答えているのと似た状況だ。そして社会福祉法改正案もまた今国会での成立が見込まれている。こちらは与野党対決の構図でなく、7月31日の衆議院通過に際しては、野党の民主党まで賛成しているので、反対する意見はほとんど聞こえてこない。

私は、2011年夏以来の社会福祉法人制度の見直し論議を注視してきた。それは一口で言うなら“社会福祉法人バッシング”であった。社会福祉法人を責める勢力はマスコミと一部の経済学者が先導役。それを社会保障制度改革の論点として取り上げたのが財務省の意向を受けた時の政府。この政策は民主党政権から自公連立政権に引き継がれ、2014年6月には閣議決定*②までされた。

実は当初発火点となっただけの「内部留保」問題は、論議が煮詰まるにつれ、それが「ため込んでいる」という根拠に乏しい決めつけであることがわかり、改革論議の中心ではなくなった。しかしこの際だからと、私に言わせれば“混乱に乗じて”あれもこれも問題にされた。この流れを誰も止めることはできなかった。しかしそれは反論の余地のない政策だったからではなかった。

私は、組織や財務、また情報公開などの各論についての改革案に大きな異議はない。その指摘のほとんどは、これまで業界内でも「経営の自立と自律」というスローガンとともに意識してきた。またそれは現行法の「経営の原則」規定に沿っている。

「社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的

かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び経営の透明性の確保を図らなければならない」(第24条)

改正案ではこれに第2項が加えられた。

「社会福祉法人は、社会福祉事業及び…公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」

この部分は、先の閣議決定の「社会貢献活動の義務付け」と社会保障審議会報告書の「地域における公益的取組みの責務」を受けたもの。さらに言えば、この点は「内部留保をため込むことに熱心で社会貢献をしない社会福祉法人」という今回のネガティブ・キャンペーンの核心をなしている部分だ。

先の*①の調査でも、90%以上の法人が社会貢献の義務付けに反対している。また法案化の検討過程で全国知事会からも、社会福祉法人の経営自主権を尊重すべきとしている

(2015年1月23日)。すなわち第1項で「自主的にその経営基盤の強化を図る」ようにとしながら、新たに第2項を設け、なぜか生活困窮者への福祉サービスをせよという。それを嫌だと拒否するわけではないが、特定事業の義務付けと自主的経営とは両立しない。

そして最後にもう1点、私たちが覚悟しておくべきこと。それは、今回の改革論議の背景には、営利企業との対等な競争条件(イコールフットイング)要求があることだ。その行きつく先は、憲法第25条の「解釈改憲」になりかねないと、私は危惧していることを申し上げておきたい。

(法澤 奉典・のりざわ ともり)

*①:「社会福祉事業のあり方検討会」(障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会などによる組織)の15000法人に対する調査(2156法人回答)(2015年、社会福祉施設経営者同友会ホームページより)

*②:2014年6月24日の「規制改革実施計画」をさす。